

第 77 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

豊後大野市中央公民館
豊後大野市清川公民館
豊後大野市緒方公民館
豊後大野市朝地公民館
豊後大野市大野公民館
豊後大野市千歳公民館
豊後大野市犬飼公民館
清川総合グラウンド
緒方総合運動公園
緒方松山グラウンド
緒方米山グラウンド
緒方南部グラウンド
朝地グラウンド
朝地体育館
大野総合運動公園
大野武道場
大野体育館
千歳総合運動公園
千歳ゲートボール場
犬飼総合グラウンド
犬飼体育館
豊後大野市神楽会館

2 指定管理者となる団体

豊後大野市清川町天神 2057 番地
一般社団法人ここからプラス

3 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

令和7年11月28日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市公民館 7 施設、豊後大野市体育施設 14 施設及び豊後大野市神楽会館の指定管理者として一般社団法人ここからプラスを指定したいので、この案を提出するものである。